

## 定款

### 2017.4.1 NPO K's Point 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、NPO K's Point と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部事務所を京都府向日市上植野町北小路 42-6 に置き、支部事務所を京都府京都市嵯峨五島1 嵯峨美術大学森本研究室 (503号) に置く。

#### 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会の目的は、以下のとおりとする。  
J.クリシュナムルティの思想研究をとおして、人間のいたく不安の軽減、解消の実現にむけて、思考に依存しない観智のあり方を広く市民に知らしめること。  
具体的には、「今」という絶対的現在を曇りなく生きる知性の存在を検証し、その成果を種々の活動、媒体をとおして広報する。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 芸術を通して自己理解を増進する活動

(事業の種類)

第5条 本会は、次の事業を行う。  
(1)J.クリシュナムルティの思想研究を通して不安の実体を究明する活動  
(2) 前項の成果の検証あるいは報告のための研究会、講演会などの開催、および、それらに関する報告書、書籍などを出版する。  
(3) 心理的あるいは身体的苦難などをかかえた者に対する個別相談。(医療行為は含まない)  
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

#### 第3章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とする。  
(1) 特別会員 本会の事業の実行のために技術・技能を提供してくれる個人または団体  
(2) 家族会員 本会の目的に賛同して入会した家族  
(3) 一般会員 本会の目的に賛同して入会した個人  
(4) 支援会員 本会の目的に賛同して入会した安定した収入が得られていない個人  
(5) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した、就学中の個人  
(入会金および会費)

第7条

会員は運営本部会において別に定める会費を納入しなければならない。  
尚、入会金はない。

第8条

各会員の年会費は、[別表1]を参照するものとする。

(寄付)

第9条 会員各位の意思判断による任意の寄付は歓迎されるが、本会がそれを要求することはしない。

(会員資格)

第10条 本会の目的を理解し、それに賛同するひとはいつでも会員になれる。

(除名)

第11条 会費を長期に滞納した場合、本会の名誉を傷つけたり、本会の目的に反する行為によって損害を与えた場合など、運営本部会の議決により、当該会員を除名することができる。

(抛出品品の不返還)

第12条 既に納入した会費、寄付金、その他抛出品品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(会員名簿)

第13条 本会は、会員名簿を作成し常備する。  
第14条 会員は、その住所、電話番号、姓名等に変更を生じた場合、速やかに事務局に通知しなければならない。

#### 第4章 役 員

(会長の選出)

第15条 本会は、会長を1名置くものとし、会長は、理事長を兼ねるものとする。  
第16条 会長は、運営本部会において選任し、承認をえて、選出されるものとする。

#### 第5章 運営本部会

(構 成)

第17条 本会の運営における最高決議機関として運営本部会を設置し、そこに理事長(会長)1名、理事2名以上、監事1名、事務局長1名を置くこととする。  
重要事項以外の業務は、理事長が決裁し、事務局長が実施する。  
第18条 理事は、会員の推薦により運営会議(総会)で選出する。

(機 能)

第19条 運営本部会は、以下の重要事項について議決する。  
(1) 定款の変更  
(2) 解散  
(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更  
(4) 事業報告及び収支決算  
(5) 役員の選任または解任、職務または報酬  
(6) 入会金および会費の決定および変更  
(7) その他運営に関する重要事項

(理事の任期)

第20条 会長(理事長)の任期については、特に定めない。  
第21条 理事の任期は2年とする。  
第22条 理事の再選は妨げない。  
第6章 運営会議(総会)

(構 成)

第23条 本会の活動の具体的な運営に関する重要事項を検討する機関として運営会議(総会)を設置する。その構成員は、全会員とする。

#### 第7章 事務局

(設 置)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。  
3 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(細 則)

第25条 本会規約の運用に関する細則は、運営本部会が別に定める。  
(改 廃)  
第26条 本定款の改廃は、運営本部会において議決する。  
(付 則)  
本定款は、2011年6月1日より施行する。

[別表1]

本会の会員の年会費を以下のように定める。

- (1) 特別会員 10,000円/年
- (2) 家族会員 5,000円/年
- (3) 一般会員 3,000円/年、5,600円/2年、8,000円/3年
- (4) 支援会員 1,000円/年
- (5) 学生会員 0円/年